

## 令和8年度入学料免除・徴収猶予申請要項

○提出期限：申 請 書：(本 科)令和8年3月10日(火)  
(専攻科)令和8年3月17日(火)

それ以外の書類：令和8年4月3日(金)

※いずれも土日、祝日を除く9時～17時の間受付

○提出場所：学生課学生生活支援係

# I 入学料免除・徴収猶予申請について

令和8年度の入学料免除・徴収猶予を以下のとおり実施します。なお、専攻科に入学する者については、大学等における修学の支援に関する法律（以下「修学支援法」という。）による入学料減免が申請できます。

## 1 入学料免除の申請要件

### ○本科に入学する者

#### ・災害等による入学料免除

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

### ○専攻科に入学する者

#### ・修学支援法による入学金減免

- (1) 特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められる者
- (2) 過去に修学支援法に定める入学金免除を受けたことがない者

※修学支援法による入学金免除を申請する場合、4月に高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構の給付奨学金及び授業料減免）にも申請する必要があります。

#### ・災害等による入学料免除

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

## 2 入学料徴収猶予の申請要件

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は当該入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事由があると認められる場合

## 3 提出書類及び提出期限

Ⅱ「提出書類」を参照してください。なお、提出された書類は返却しません。

## 4 申請結果の連絡

免除及び徴収猶予の結果は、後日通知します。

通知に記載された結果が、一部免除（2／3・1／2・1／3等）であった場合又は免除不許可であった場合は、通知を受け取り後、速やかに入学料を納付してください。徴収猶予が認められた場合は、本校が指定する期日まで納付が猶予されます。

なお、結果が、一部免除・不許可・徴収猶予のいずれの場合であっても、本校が指定する期日までに入学料を納付しないと除籍となりますのでご注意ください。

## 5 その他

- ・提出期限以降は受け付けできません。期限を厳守してください。
- ・書類の記載内容に記入漏れや誤字・脱字がないか、提出前に再度ご確認ください。
- ・郵送による申請は受け付けていません。必ず持参してください。
- ・提出書類等に虚偽があったときは、許可を取り消す場合があります。

## 6 申請に関するお問い合わせについて

ご不明な点等ありましたら、久留米高専学生課学生生活支援係（TEL：0942-35-9443）までお問い合わせください。

（9：00～17：00 ※土・日・祝日を除く）

## Ⅱ 提出書類

### 1 全員が提出するもの

提出書類	提出期限
「入学料免除申請書（別記様式第1号）」または 「入学料徴収猶予申請書（別記様式第1-2号）」	【本科に入学する者】 令和8年3月10日（火） 17時
	【専攻科に入学する者】 令和8年3月17日（火） 17時

### 2 「災害等による入学料免除」または「入学料猶予」申請者のみが提出するもの

	提出書類	提出期限
(1)	「家庭調書（様式1）」 ※現在の家計状況をご記入ください。裏面の本人及び保護者等署名欄の上の日付は提出日で結構です。	令和8年4月3日（金） 17時 ※郵送不可
(2)	「家族状況等申告書（様式2）」及び同申告書により該当する書類	
(3)	「市区町村発行の所得証明書」または 「前年の所得の源泉徴収票」 ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、 <u>免除等申請者と生計を一とする世帯の全員分（就学者、15歳未満、専業主婦等も含む。）</u> ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書（様式5）による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	
(4)	「住民票（免除等申請者と生計を一とする世帯全員分）の写し」 ※住民票の記載者で別居者がいる場合、別居が分かるものを添付してください（アパート賃貸契約書など）。	
(5)	（該当する場合） 学資負担者の死亡を確認できる公的証明書（※）	
(6)	（該当する場合） 市区町村長等が発行する罹災証明書（※）	
(7)	その他学校が指定する書類	

※入学する者の居住地又は、学資負担者の居住地又は勤務地が災害による被災に伴い災害救助法の適用を受けた場合であって、学資負担者が死亡、又は居住する家屋が半壊以上（床上浸水含む）の被害を受けた場合は、(1)～(4)の書類を省略し、(5)又は(6)の提出のみでよい。

### Ⅲ 提出書類様式

以下のうち必要な書類に記入のうえ、ご提出ください。

なお、記入の際は必ず黒のボールペンで記入してください。鉛筆や消えるボールペンで記入した場合は無効とします。

(別記様式第1号) 入学料免除申請書

(別記様式第1-2号) 入学料徴収猶予申請書

(様式1) 家庭調書

(様式2) 家族状況等申告書

(様式3) 給与支給(見込)証明書

(様式4) 退職及び退職金支給支払証明書

(様式5) 無収入申立書

(様式6) 母子・父子世帯等申立書

(様式7) 在学及び就学状況等証明書

(様式8) 長期療養者に係る支出(見込)額等申立書

(様式9) 主たる学資負担者(家計支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書

(様式10) 入学料免除等申請に伴うアルバイト等収入状況申立書